

(裏)

港湾運送事業法抜粋

第三十三条

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、港湾運送事業者又は港湾運送関係事業者の事務所若しくは事業場又ははしけ若しくは引船その他の船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 当該職員は、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

九 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9.5センチメートル

(表)

6センチメートル

第 号

年 月 日発行

官 職 氏 名

港湾運送事業法第三十三条第三項の規定による検査員の証

年 月 日限り有効

国土交通大臣  
地方運輸局長  
運輸監理部長  
印